

中医協の在り方の見直しについて

平成17年4月12日

**規制改革・民間開放推進会議
議長 宮内 義彦**

国民が納得し得る医療政策の決定の在り方

診療報酬の重要性

1. 国民経済、国家財政へ大きな影響

- ①国民医療費は約31兆円（対国民所得8.5%）。
 - ・額、割合ともに今後も増加の見込み。
- ②31兆円の52.6%が保険料負担（約16兆円）。32.4%が公費（税金）負担（約10兆円）。
 - ・保険料、公費、患者自己負担のシェアに大きな変化なし。

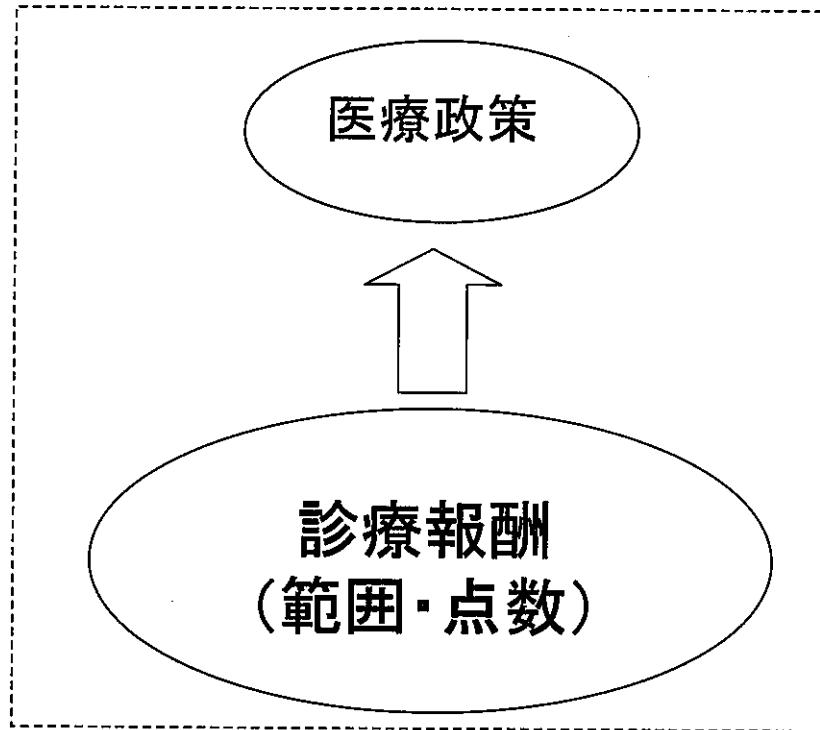
2. 医療政策を誘導

- ①国民皆保険（S36）以降、提供される医療のほぼ100%が公的医療保険の適用対象に。
- ②保険適用範囲や診療報酬点数の決定が、我が国の医療の内容や診療行為を規定。

現 状

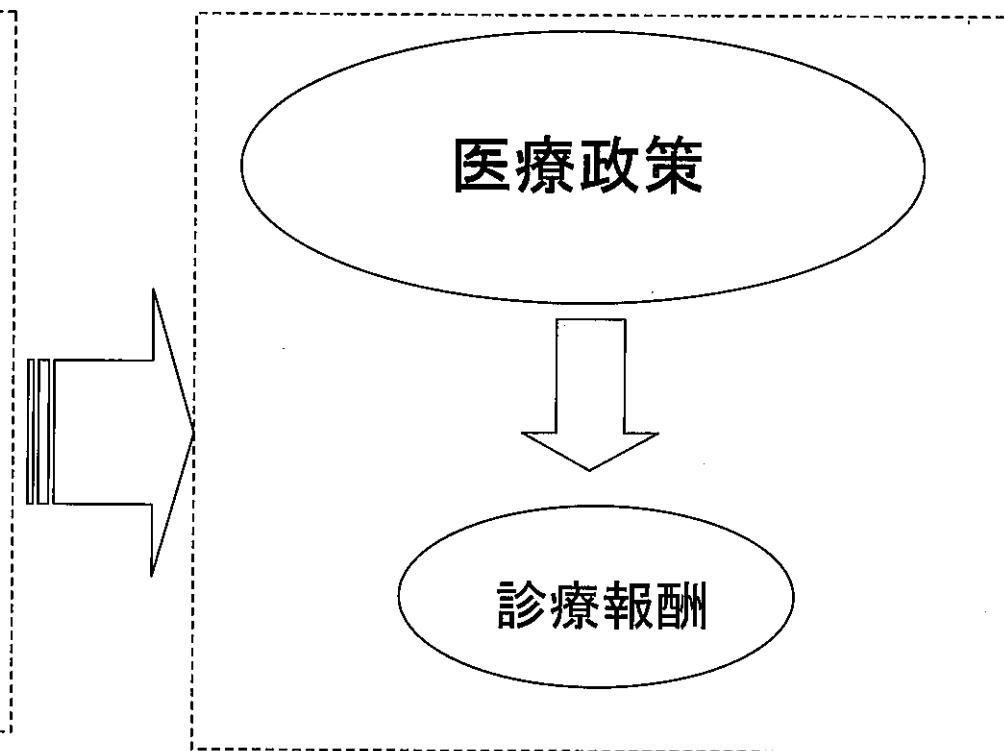
保険適用範囲や診療報酬点数が、医療内容や診療行動を規定。

(診療報酬による医療政策の誘導)



るべき姿

医療政策の下で技術的に診療報酬を決定。



医療政策のよって立つ基本的な視座として、国民の誰もが身近に受けたい医療を受けられ、且つ、我が国の医療の質・技術が向上することが重要。

⇒利害関係者間の調整によって、医療政策の根幹が実質的に左右されるのは主客転倒。

中医協改革の最重要課題

1. 中医協の権能・役割の明確化と限定

本来、診療報酬は、確立された医療政策の下で一定のルールに基づき技術的に決められるべき。

- ⇒医療政策の基本的な考え方や方向性を政府が公正、中立、透明な手続きを経て決定すべき。（政府の主導性の確立）
- ⇒保険契約の当事者間の利害調整の場としての中医協の権能・役割の明確化と限定が必要。（中医協の諮問機関としての位置付けの明確化）

2. 中医協内部の改革

診療報酬点数の決定は国民医療費の配分につながる重要な作業。特定団体の利害による恣意性を排除し、客観的、科学的なデータに基づき公正、中立、透明な手続きにより行われるべき。（中医協の委員構成の見直し等）

- 同じ診療行為でも開業医に手厚い診療報酬
 - 一物一価でない「病診格差」（初診料、再診料など）
- 難易度・先進度の高い医療が相対的に低く評価

具体的改革事項

1. 中医協の権能・役割の明確化と限定

—医療政策決定と決定組織の在り方—

○医療政策は、支払側・診療側の契約の当事者が議論する場である中医協ではなく政府においてより広い視点で国民全体の利益という観点から、長期的な国の医療の在り方を視野に入れ議論されるべき。

- ◆政府が、「診療報酬改定の基本方針」を策定し、医療政策の実施方針や保険適用範囲の大枠等を明確にした上で諮問すべき。(現在、基本方針は実態としては中医協へ白紙委任)
- ◆現在の特定療養費制度等の診療報酬体系の在り方等、医療保険制度の根源的な在り方については、中医協が導入等を了承・決定するのではなく、政府が決定すべき。
- ◆中医協は、政府が定めた基本方針に沿ってその範囲内で価格等の検討を行う機能に限定すべき。
- ◆改定率は、保険財政、税負担を含む国民負担に密接に関連するため、決定過程や改定根拠となるデータ、試算値を国民にわかりやすく示し、国民の理解を得た上で決定されるべき。また、明確な一定の改定ルールが必要。

2. 中医協内部の改革(委員構成等の見直し)

○診療報酬点数等が明確なルールに従って中立・公正・透明に決定されるために、中医協には以下のような改革が必要。

- ◆公益委員を全体の過半数に
- ◆患者代表の委員参加
- ◆関係団体への委員推薦依頼(推薦枠)の廃止（直接任命方式への変更）
- ◆診療側委員については、医療提供シェアなどを勘案した委員構成に
 - ・診療側委員に大学病院、公的病院、民間病院等の病院・勤務医関係者が直接参加。
 - ・各委員構成決定のための客観的な基準設定
- ◆支払側委員については、現在の保険者の在り方を踏まえ、被保険者の意見を反映し易い委員構成に
- ◆委員任期は、2期4年を上限に
- ◆公益委員或いは第三者機関によるレセプトなどの客観的データに基づく事後評価の実施
 - ・決定(改定)が政府等の医療政策を具現化しているか
 - ・決定(改定)後の影響等

医療政策決定における役割分担の明確化

